

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県財務規則の一部を改正する規則

○福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

訓 令

○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福 島 県 人 事 委 員 会

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

一 三 三 四

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則及び福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福 島 県 規 則 第 七 号

福 島 県 財 務 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第四十号様式（その二）の次に次の一様式を加える。

(その3)
福島県財務 収納書兼収納済通知書 通称払込相金 加入者負担

加入者名	福島県	口座番号		金額		納付区分		円
収納機関番号		納付番号		確認番号				
納期限		納付目的						



CVS等収納用	領収日付印
CVS等収納用	
<small>(ご注意) パーコードがないもの、金額訂正したもの、納期限を過ぎたもの、パーコードが読み取れないものは、収納代行会社 コンビニエンスストアでは納付できません。</small>	
納入者	様
	指定金融機関から県へ送付 又はコンビニ本館様 (福島県/ CVS等本部控)

福島県財務 収納書

加入者名	福島県
口座番号	
記号番号	
金額	円
納期限	
納付目的	
納入者	様

収納代行会社	
(金融機関/ CVS等店番様)	
領収日付印	

福島県財務 納入通知書・領収書

課名	執行機関	年度	課定番号	会計	科	目	領収日付印
収入印紙不要 (納付者様)							

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

収納代行会社

備考

- この様式は、電子計算組織により作成する場合に使用すること。
- 収納書兼収納済通知書の大きさは、縦114.3ミリメートル、横125ミリメートルとする。
- 収納書の大きさは、縦114.3ミリメートル、横58.34ミリメートルとする。
- 納入通知書・領収書の大きさは、縦114.3ミリメートル、横116.66ミリメートルとする。

この規則は、令和六年三月一日から施行する。

(財政課)

福島県規則第八号

福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

福島県財務規則の特例に関する規則(昭和三十九年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四章 福島県立博物館の共通観覧料収入(第百一条―第百四条)」を「第二十四章 福島県立博物館の共通観覧料収入(第百一条―第百五条)」を「第二十五章 納入通知書によるキャッシュシユレス決済等収入(第百六条―第百八条)」に改める。

第一条中「並びに福島県立博物館(以下「県立博物館」という。)の共通観覧料収入」を「福島県立博物館(以下「県立博物館」という。)の共通観覧料収入並びに納入通知書によるキャッシュシユレス決済等収入」に改める。

第二条に次の一項を加える。
9 この規則において「納入通知書によるキャッシュシユレス決済等収入」とは、納入通知書(財務規則第四十号様式(その三))により収納する歳入のうち、納入義務者が次の各号のいずれかの方法により納付するものをいう。

一 納入通知書のバーコードを提示して代金を支払う方法による納付
二 電子情報処理組織を使用して番号、記号その他の符号を送信する方法による納付
第二十四章の次に次の一章を加える。

第二十五章 納入通知書によるキャッシュシユレス決済等収入

(領収書の発行)

第百六条 受託者(施行令第五十八条第一項の規定により、納入通知書によるキャッシュシユレス決済等収入の収納事務の委託を受けた者をいう。以下この章において同じ。)は、納入者から第二条第九項第一号に規定する方法により収納したときは、納入者に対し領収書(財務規則第四十号様式(その三))を交付しなければならない。
2 第二条第九項第二号に規定する方法により収納したときは、領収書は発行しない。

(受託者等の手続)

第百七条 受託者は、納入通知書によるキャッシュシユレス決済等収入を収納したときは、別に定める計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を会計管理者に送付しなければならない。

2 会計管理者は、前項の計算書を受領したときは、当日中に、別に定める電子収納領収書通知書を作成し、指定金融機関に送付しなければならない。
3 受託者は、第一項の規定により送付した計算書に基づく歳入を、計算書を送付した日の翌日(その日が休日等に当たるときは、これらの日の翌日)までに指定金融機関に払い込まなければならない。

(指定金融機関の手続)

第百八条 指定金融機関は、前条第三項の規定により納入通知書によるキャッシュシユレス決済等収入を収納したときは、直ちに同条第二項の電子収納領収通知書と照合し歳入に受け入れなければならない。

附 則

この規則は、令和六年三月一日から施行する。

(財政課)

訓 令

福島県訓令第一号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年二月二十七日

本庁 機関
出先 機関

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。
第十条第二項第六号中「子育て休暇」を「子育て・家族看護休暇」に改める。
第十二条第二項第一号中「守衛又は」を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年二月二十七日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第七条の二の二第六項中「内容を」の下に「速やかに」を加える。
第十三条第九号アからオまで以外の部分を次のように改める。

職員が次に掲げる看護等の事由により勤務しないことが相当である場合 一の日において七日以内(職員の養育する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において「養育する子」とい

う。)が二人以上の場合にあつては、十日以内)
第十三条第九号ア中「当該子」を「子、配偶者又はその他の二親等内の親族」に改め、
同号イからオまでの規定中「当該子」を「養育する子」に改める。
第十三条第十五号中「七月一日から九月三十日」を「六月一日から十月三十一日」に
改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(総務審査課)

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月二十七日

福島県人事委員会

委員長 齋 藤 記 子

福島県人事委員会規則第三号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第一
号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「公益財団法人福島県都市公園・緑化協会」を「公益財団法人福島県都市公
園・緑化協会

園・緑化協会
ツ文化事業団」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)